

総務委員会会議記録

総務委員長 五日市 王

- 1 日時
平成25年6月25日（火曜日）
午後1時48分開会、午後3時40分散会
（うち休憩 午後3時0分～午後3時37分）
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
五日市王委員長、城内愛彦副委員長、高橋元委員、佐々木大和委員、工藤勝子委員、伊藤勢至委員、及川あつし委員、久保孝喜委員、佐々木努委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
藤澤担当書記、菊地担当書記、石田併任書記、及川併任書記、坂本併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 総務部
小田島総務部長、杉村総務部副部長兼総務室長、大槻人事課総括課長、佐藤参事兼財政課総括課長
 - (2) 人事委員会事務局
佐藤人事委員会事務局長、花山職員課総括課長
- 7 一般傍聴者
1人
- 8 会議に付した事件
 - (1) 委員席の変更について
 - (2) 議案の審査
 - ア 議案第1号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 - イ 議案第2号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
 - ウ 議案第3号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
 - エ 議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - オ 議案第5号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 9 議事の内容

○**五日市王委員長** ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を開きます。

初めに、委員席の変更についてお諮りいたします。今回の委員会の所属変更に伴い、委員席につきましては、現在御着席のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

次に、議案の審査を行います。議案第1号、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**大槻人事課総括課長** 議案第1号特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案（その1）の1ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております条例案要綱により説明をさせていただきます。

まず、第1の改正の趣旨でございますが、諸般の情勢に鑑み、平成25年7月から平成26年3月までの間に支給される知事及び副知事の給料並びに教育委員会の委員等の特別職の職員の給料または報酬を減額しようとするものでございます。

次に、第2の条例案の内容でございますが、1につきましては、知事及び副知事の平成25年7月から平成26年3月までの間に支給されるべき給料を、知事にあつては月額99万2,000円、副知事にあつては月額81万6,000円としようとするものでございます。

2につきましては、教育委員会の委員等の特別職の職員の平成25年7月から平成26年3月までの間に支給されるべき給料または月額報酬につきまして、100分の5を減じた額としようとするものでございます。

最後に、第3の施行期日でございますが、この条例は、平成25年7月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**伊藤勢至委員** 議員団の中で川柳会というのがございます。私は、今回の給料減額問題が随分報道等で取り上げられましてから、今回の川柳会にある句を投句しようと思ってまいりました。それは、給料と書いてかねと読むわけですが、モチベーション、上げてください、給料下げます。これでは、県職員のモチベーションはどこで上げたらいいのだという思いを実はいたしております。

早いものですがけれども、発災からもう2年3カ月が経過いたしました。当初から県職員は不眠不休で、よく倒れないでやっているなど大いに評価しておりますし、そういうものについてのよくやってくれたというのは、気持ち、言葉だけではなくて、ある程度やはり

形で示さなければいけないものだと思っております。

そういう中で、一方的に国が決めたからこれに従うというのいかなものかと思うのですが、当然この中には職員給与削減についての労使交渉というものもあったと思いますし、それについて交渉の経過を明らかにしていただきたいし、その中から見えてくる今後の課題というのはどういうものか。

それから、今も本会議で質疑があったわけでありましてけれども、復興に当たる職員の負担というものについて、一体どのように考えていったら報われるといたしますか、報酬というからには報いなわけでありましてけれども、そういうものについてどのようにお考えなのか。

それから、もう一点、そもそも地方交付税の減額は一方的であって、本会議でもありましたけれども、地方自治の根幹にかかわる問題と思います。これについては、まず県としてどのように考えるのか、この3点をお伺いします。

〔及川あつし委員「議案第1号は知事及び副知事の給料の減額について」と呼ぶ〕

〔伊藤勢至委員「ああ、そうか。では、繰り延べるか」と呼ぶ〕

○五日市王委員長 それでは、議案第1号の審査を先に進めてよろしいでしょうか。

議案第1号の説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第2号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第5号、市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、以上4件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大槻人事課総括課長 議案第2号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第5号市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、一括して御説明

申し上げます。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案（その1）の3ページ、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案（その1）の5ページとなります。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案（その1）の7ページとなります。市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案（その1）の12ページをごらんいただきたいと思います。

説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しておりますそれぞれの条例案要綱により説明させていただきます。

なお、順序が前後いたしますが、説明の都合上、議案第4号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から説明をさせていただきます。

まず、第1の改正の趣旨でございます。諸般の情勢に鑑み、平成25年7月から平成26年3月までの間における一般職の職員の給料月額及び管理または監督の地位にある職員に支給されるべき給料の特別調整額を減額しようとするものでございます。

次に、第2の条例案の内容でございますが、1につきましては、平成25年7月から平成26年3月までの間、給料月額について、本庁総括課長級以上の職にある職員については100分の9.4、主任級、主査級、主任主査級及び本庁担当課長級の職にある職員につきましては100分の7.4、その他の職にある職員につきましては100分の4.4を減じた額としようとするものでございます。

2については、平成25年7月から平成26年3月までの間、給料の特別調整額の月額につきまして、本庁副部長級以上の職にある職員につきましては100分の15、本庁総括課長級の職にある職員につきましては100分の10を減じた額としようとするものでございます。

最後に、第3の施行期日でございますが、この条例は、平成25年7月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第5号市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、市町村立学校職員についても同様に、平成25年7月から平成26年3月までの間、給料月額及び管理職手当の月額を減額しようとするものでございます。

次に、議案第2号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、特定任期付職員について、平成25年7月から平成26年3月までの間、給料月額を減額しようとするものでございます。

最後に、議案第3号一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、任期付研究員について、平成25年7月から平成26年3月までの間、給料月額を減額しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○五日市王委員長 それでは、先ほどの伊藤委員の質問に対する答弁を求めます。

○大槻人事課総括課長 3点の御質問でございましたけれども、給与削減についての労使

交渉の際の課題認識といいますか、そのようなことについての御質問だったと思います。この給与削減の話につきましては、それぞれの任命権者のほうで組合があるわけでございますけれども、その組合の連合体であります地方公務員共闘会議、いわゆる地公共闘というところと交渉をさせていただいたところがございますが、人事課総括課長との交渉、会見が3度、それから総務部長との会見が2度ほどということで、1回目の5月16日から6月6日まで合計5回の会見、交渉をさせていただいたところがございます。

その際に組合側からは、今回の削減につきまして、基本的に国からの要請に基づいて行うものなのかというお話がございました。これにつきましては、私どものほうでは、国からの要請問題につきましては、確かに国からの要請というのはございましたけれども、要請というものとセットといいますか、地方交付税が83億円という多額の額が削減されてきているというような状況の中で、どうしても給与費のほうにまで手を入れなければ、今年度の財源的なものが確保できないということでのお願いをしまいたったわけでございます。

この5回の交渉の過程の中では、伊藤委員からも御指摘がございましたけれども、被災地で、実際に復興に向かって頑張っている者についての配慮というものについてもお話がございました。そのような課題の中での勤務条件といいますか、健康管理も含めたそういった部分での対応も課題となっているところでございます。

それから、復興に当たる職員の負担ということでございますけれども、先ほどの勤務条件のことも関連する話でございますけれども、今回の給料の減額の措置がこれまでの給与減額と比べましても、金額的にといいますか、率的にかなり大きなものになっているところもございまして、職員の負担というものもかなり大きいのかなと思っております。

そういった中で、地域といいますか、被災地で頑張っている者に対するメンタルヘルスの充実、それからあとは、特に内陸から沿岸に行って働いている職員が多くおりますので、そういった場合での、例えば単身赴任手当のようなものを含めた手当関係の改善といいますか、問題意識といいますか、こういったものも職員団体との間でも話の中で出てきたところでございまして、こういったものについては私どものほうも問題認識を持った中で、今後取り組みをさせていただきたいと考えているところでございます。

○佐藤総務部参事兼財政課総括課長 3点目の地方交付税の減額が一方的であり、これは地方自治の根幹にかかわる問題だということで、県としてどう捉えているかという御質問でございますけれども、本会議における質疑の中でも知事が答弁したとおり、今回の地方交付税削減については、地方固有の財源である地方交付税を給与引き下げの行政手段として用いるというふうにとめざるを得ないものと認識してございまして、伊藤委員御指摘のとおり、地方自治の根幹にかかわる大きな問題だと捉えてございます。

これまでも、知事を初め、知事会、それから地方六団体等も要請等を行ってきたところでございますけれども、臨時特例という形で、このような減額がなされていたということでございますが、今後このような措置がないよう強く要望してまいりたいと考えてございます。

○伊藤勢至委員 ちょっとフライングぎみでしたが、今答弁いただきました。まさに地方自治の根幹を揺るがすものだと思いますが、一方、削減をして生み出した財源は、復興財源として使うということにされているようでありますが、現状では流用がとまっていない状況にあると思います。また、使い勝手の悪さは相変わらず変わっていない。むしろ中央主導の復興からは遠のいたという感じがしています。

そういう中で、岩手県の経済の3分の1が失われたと考えておまして、決して沿岸地域だけが傷んだのではない、オール岩手の3分の1が傷んだと考えるときに、やはり岩手県の最大の頭脳集団である岩手県という自治体を今後も維持していく、次の世代がどんどん県庁マンを目指して入ってくるということについて、非常に危惧を覚えるものでありまして、そういうことについてはどのようにお考えでしょうか。

それから、人事委員会勧告前の実施になったことについては、どのようにお考えですか。2点、お伺いします。

○小田島総務部長 現状では流用がとまらず使い勝手が悪いというようなこと、あるいは中央主導の復興から遠のいたというようなお話がございました。今回の被災によって、岩手県全体がかなり壊滅的な打撃を受けたわけでありまして、復旧、復興するためには、県もそうですし、民間の方々の方も結集しながら復旧、復興に努めていく必要があると考えているところでございます。

給与削減というのは、そういう中では本当に心苦しい選択ではありますが、一つは流用されている予算については、国のほうでも、被災地に戻すような検討もされているところでございまして、そういうものとあわせながら、新たに採用される職員の方、あるいは今いる職員の方々には、希望を持って勤めることができるように、財源的には非常に厳しいわけではありますが、先ほど職員のメンタルヘルスだとか、住居の話だとか、いろんな御要望を頂戴していることについて、県として対応しながら、その対策をとっていきたいと考えているところでございます。

それから、2点目の人事委員会勧告前の実施になったことについての所感ではありますが、これは本来は秋に人事委員会勧告があるわけですが、今年度発生している地方交付税の削減に対して早く手を打たなければ、1カ月当たりの金額が非常に高くなって、家計に与える影響が非常に大きくなるのではないかとということもありまして、7月1日からの施行ということをお願いしているものでございます。

○伊藤勢至委員 本当に今つらいお立場かもしれませんが、議会も対応しなければならぬということで、今別途議論をいたしておりますけれども、平成11年から15年間連続してずっとダウンだということでありまして、これはエンドレスになってはいけないと思います。したがいまして、知事提案ということもありまして、トップ同士が話し合いの末、大変つらい思いをしながら労使間の話をやり合ったということもあって、簡単にといいますか、何もないということでこれを通すわけにはいかない。そうなりますと、この際附帯意見をつけていただいて、エンドレスにしないような扱いをしてもらわなければいけないと

私は思います。

附帯意見につきましては、地方財政の独立と強化による真の地方自治の確立に逆行しかねない政府のやり方には厳しく抗議をする。それから、主体的な県財政の運営のため、臨時財政対策債なども含めた地方財政強化の抜本的改革を国に求める。あるいは人事委員会勧告の尊重。そして、復興に当たる職員の増員と具体的負担軽減策の即時検討と可及的速やかな実施の確約、勤労意欲の向上につながる対策の実施。そして、復興財源の適正な執行と十分な予算確保。また、地方の意見が反映されるような使い勝手の改善と手続の一層の簡素化というものを当委員会としては国に対して要望するべきだと思います。

ただ、各委員まだ御発言されておられませんので、これからの議論になろうと思いますが、今のようなことが県の執行部にとりましてフォローになり得るのかどうか、その点だけ伺いをして、私は今回のものに附帯意見をつけるべきだということ以て終りたいと思います。感想を聞いて終わります。

○小田島総務部長 今附帯意見について5点ほど御提言をちょうだいしたわけでございますが、私どもは、今回の地方交付税の削減を国から示された段階から、同様の趣旨のことにつきましては、何度か国に申し入れもし、要望もしてきたところでございます。

したがって、今般はこういう形でやむなく御提案を申し上げているわけですが、こういうことが何度も繰り返されるようなことは、非常に問題があると考えておまして、伊藤委員の御提案のあった附帯意見については、執行部として異論があるものではないかと考えております。

○五日市王委員長 それでは、附帯意見につきましては、質疑終了後に協議をさせていただきたいと思っております。

ほかに質疑はありませんか。

○高橋元委員 聞きたいことは、かなり伊藤先生にお話いただきました。私からは、特別調整額についてお尋ねしたいのですが、給料の月額削減とあわせて特別調整額も大幅な削減となると思います。これに伴って、例えば残業手当がつかない管理職については、一定額の残業をやる管理職以外で一般職の方との給料の逆転現象も出てくるのではないかといい思っているのです。それと、人員削減によりまして、幹部職員は二人前、三人前ぐらいの仕事をしているような気がするのですけれども、これに対する非常に大きな精神的なものもあると思います。この点について、例えば超過勤務の件について、どのぐらいの残業で追い越しになるのか、その辺は捉えておられますか。

○大槻人事課総括課長 お尋ねのありました超過勤務手当と、それから管理職手当、特別調整額の関係でございますけれども、特別調整額につきましては、最低のところではいいますと、本給の12%を見ておまして、今回の削減の特別調整額につきましては、これを課長級の場合10%を削減するという話でございますが、副部長級以上で20%、それから総括課長級のところで15%ということがございまして、今回本給に要する総括課長級以上の率がかかなり高いということも勘案いたしまして、今回率を5%引き下げるということとしてござい

ます。そうは言いましても、その直下の超過勤務手当が措置される職員とでは、当然超過勤務が多くなりますと、手取りの部分で逆転というのは生じる可能性があると考えております。

○高橋元委員 先ほどもいろいろとモチベーションの問題が出されております。そういう中で、給料の逆転現象が起きてくるというのは、本来あってはならないことです。そういう意味で、それを補完するようないろいろな処置というのですか、そういったものと考えていかなければならないと思うのですが、その辺は何かありますか。

○大槻人事課総括課長 今回本庁職員だけでなく、特に沿岸地域に携わっている職員という部分がかかなり激務であるということも承知しているところでございますし、春先以来、私も地方を回らせていただきまして、実際に担当されている方々と話をまいりました。

そういった中で、特に沿岸地域が地元の方だけではなく、内陸から単身できている方々とか、そういう方々の精神的なケアということも、かなり大事なものだなと認識したところでございまして、地公共闘からも、同じような話は何度もいただいております。そういう部分もございまして、今般、ことしからにつきましては、特にメンタルヘルスケアに関しまして、各任命権者共通の取り組みとして、臨床心理士によるカウンセリングの回数の増加とか、そういったものに取り組むということで、総務事務センターが中心となり今やっているところでございまして、そのような部分での対応を手伝わせていただきたいと考えてございます。

○高橋元委員 もう一点お尋ねしたいのですが、手っ取り早いということでの、人件費の削減というように表面上は見えるのですが、2月定例会において予算を決めたばかりですけれども、例えば実施時期とか予算規模の見直しを含めて、事業の見直しをどれぐらいやられて、この金額として出てきたのかどうか、その辺の検討の内容について最後にお尋ねします。

○大槻人事課総括課長 最初に、組合側とお話をした際につきましては、人件費のほうで大体70億円ぐらい措置しなければならないということでお話しをしました。その際に、まずは不要不急の経費の節減といったもので19億円程度の財源確保をさせていただいて、その余りの部分を人件費でというような格好でお話をさせていただきましたけれども、その後組合側のトップとの交渉の中で、特に我々のほうでもいろんな事業の見直しということがございまして、地方交付税として地域の元気づくり推進費が措置されているわけでございますけれども、これまで新たな地域活性化事業の活用も検討していたところですが、当初予算で先行して措置した地域活性化等の事業の財源に充てるということが可能と見込まれる状況にもなったということもございまして、その財源に充てて一般財源の分も出すということで調整を図って、49億円ほどの人件費への負担というような格好となったところでございます。

○佐藤総務部参事兼財政課総括課長 平成25年度の当初予算編成に当たりまして、復興交付税の歳入を見込む際に、このような影響を見込んで予算計上しているところでございま

すけれども、今年度、復興を加速するための事業ですとか、あるいは県民計画に掲げる施策を着実に進めていくということで必要な予算を措置してきたところでございます。財政調整基金を多額に取り崩して、まずは復興ということで取り組んできたところでございまして、こういった中で、今後の事業の見直しということでございますけれども、観点としましては、県民サービスの低下にならないように、内部経費等の節減であるとか、不要不急の経費の削減というようなことで、さまざまな取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

○久保孝喜委員 極めて残念な、遺憾な提案であるとまず冒頭に申し上げておきたいと思うのですが、中身に入る前に、この問題は単に県費によって行う給与の削減ということにとどまらない話だということをもまず冒頭申し上げたいのですが、つまりそれはつい3カ月前に議会が議決をした予算案を、ある種、考え方が変わりましたと、それによって給与を削減しますと、条例を変更するという態度に出てきたと議会側からすると受け取れる内容だということを皆さんがどれだけ認識しているかということがまず問題だと私は思うのです。

2月定例会で、知事は、国のやり方についてきわめて反論をしました。その反論の姿勢について、私どもは一定の評価をして、なおかつ、あの予算では給与削減を見込まれる分の地方交付税を減額した。減額を見越した予算案として提出をしているわけです。それを我々は議決をしたというわけです。

ですから、3カ月たって、財源の問題ですと言って、今度はその予算案そのものの骨格を変えてしまうという話については、これは予算編成権、予算案提出権を持つ執行部側と我々議会側の対応の問題だということまで、実はこの問題は含まれている。そのようなときに、皆さん方からの説明資料ですが、何ですか、これは。たった1枚の紙切れ、こうした説明資料というものはあるのですか。トップである知事が、国のやり方に対しては理論武装して対応したいということまで表明をした中身なのです。しかも、それを議会は認めた。既に予算議決をしているわけです。それを変えるというからには、それなりの相当な説明を執行部側は尽くさなければいけない。それにもかかわらず、各条例について1枚きりの説明資料。何ですか、これ。極めて不誠実です、まず議会に対して。釈明してください。

○小田島総務部長 説明資料につきましては、御指摘の点について深く反省を申し上げる次第でございしますが、2月の時点におきまして知事は、いずれ今回の国の削減について、地方自治の根幹に触れる非常に大きな問題だとお話を申し上げたことにつきましては、久保委員御指摘のとおりでありまして、今でも同じスタンスをとっています。

1月に国から要請があつて、その後も何度も知事は要望等を国のほうに行っておりますし、また地方六団体等からも要請を行って、これについては問題があるという申し入れをしているところでございます。

今回、7月1日からの施行ということで、御提案を申し上げておりますのは、そのよう

な努力を行ったにもかかわらず、そういう形で財源の確保ができなかったという実態を踏まえた上での提案であるということ。それから、当初予算を組んだ段階においては、国から地方交付税の削減が非常に大きく、財政調整基金を110億円取り崩して当初予算を何とか組んだところであります。かなり厳しい状況の中でそういう当初予算を組んでおりまして、これはその時点における取り崩しというのが今後においてかなり大きなマイナスの影響を与えられてくるということもございまして、いずれ今回何とかしなければならぬということで御提案を申し上げているものでございます。

○久保孝喜委員 先ほどの知事の本会議での答弁も、それから今小田島総務部長が語るお話ししたことも、一貫して今回の国の措置の不当性というか、これは本会議でもありましたが、憲法違反であり、それから地方交付税法違反であり、さまざまな今までの国政の根幹にかかわる地方自治に対する極めて挑戦的なやり方であるということは、そのとおりです。

しかし、問題なのは、そういうやり方を一旦見越した上で予算をつくったわけです。小田島総務部長が言うように財政調整基金を取り崩したということも含めて、我々はそれを了として議決をしたわけです。つまりそういう不当ではあるが、しかし岩手県は、そうやってくるなら、こういう予算を組みますと、議会にも県民にも説明したわけです。それをよくよく考えたら、今後の影響大ですと。そんなばかな話がありますかということですが、議会に対しては、財政調整基金の取り崩しがどれだけの意味を持っているかということ、説明されなくたって議員だったらわかりますよ。将来にわたって非常に厳しい選択をしたのだなど。しかし、今になって、たった3カ月で、将来に対する影響大ですから、この削減額を圧縮したい、だから給料削減だと。つまりこの時点において、それは国のせいではなくて、その限りにおいて、県の姿勢転換なのです。その説明が説明資料にもなければ、予算審議の途上でそういうことが言えたかどうかわかりませんが、少なくとも議会の側がそこも含めて将来的に、あるいは年度内にあるかもしれないなどという見通しも含めて、きちんと説明されているのならまだしも、全くそういう説明がないわけです。たった3カ月で予算そのものの性格を変えてしまった。それは、背景としては国の責任はあるけれども、その判断をしたのは県なのです。知事をトップとする行政がその判断をしたわけです。だから、答弁も一々、国がどうだ、ああだと言うことは、この場ではやめていただきたい。判断したのは県なのです。

全国の47都道府県の中でもやらないところもある。県内の33市町村の中でもやらないところはあるのです。ましてや、今復興推進年だと言うなら、この被災県岩手は、国のそういう理不尽なやり方に対して、石にかじりついてでも真っ当な道を私たちは選択すると、それぐらいの発信を被災県岩手がすべきなのです。それが日夜にわたって努力をしている県職員に対する強烈なメッセージになると私は思うのです。そういう配慮もなければ、想像すらしていないのではないかというような議会に対する対応、これは中身に入るまでもなく、非常に大きな議会に対する挑戦だと言ってもいいぐらいの対応なのではないかとい

う点で納得がいかないわけなのです。

そういう点では、今回の条例提案は、議会に対してもですが、県民に対しても、さまざまな影響が出るだろうと予測をされて、既に県は動いているわけですよ。経営者協会に連動しないでくださいみたいな要請をした。これについても、例えば独自給与カット、特例減額と言われるものをやった経過の段階では、知事自身が歩いたのです。今回千葉副知事を筆頭にして歩いた。何ですか、この対応は。なぜ知事ではなかったのかを含めて、私が今お話しした県の対応という点で、あるいは議会に対する対応という点で瑕疵はなかったのか、その点を御説明いただきたい。

○小田島総務部長 もし議会に対する説明の点で十分でなかったとすれば、それは真摯に反省をしなければならないと考えております。先ほど申し上げましたとおり、2月に予算を組んだ時点におきましては、いずれ国のほうに申し入れをし、それについての何らかの国からのアクションなり対応について強く求めていくというスタンスであったわけであり、さはさりながら、当初予算は組まなければならないという段階において、県民サービスを確保するために財源が欠けている状況の中で、財源を財政調整基金から110億円取り崩して組んだ予算だと御理解をいただきたいと思っております。

それと対外的には、給与の削減が各団体あるいは経済に影響を与えないようにということで、関係団体に依頼をしているわけでありまして、それは知事ではなかったわけでありましてけれども、千葉副知事が行って依頼をし、それについては御理解をいただいたところでもありますし、削減についても、例えば委託料だとか、補助金だとか、そういうものについて削減をするようなことをせずに、十分な経済活動ができるような配慮をした形で、県とすれば最大限の努力を行ってきているところでございます。

○久保孝喜委員 どこまでいっても、この話は多分平行線なのだろうと思っております。我々は、議会に提出された予算案について、例えば財政調整基金の取り崩しについては、地方交付税の削減、つまりは給与部分にのみ特化して削減をしたという説明は、ただの1回も聞いたことはありませんし、全体の予算の中で当然その原資をどうやって生み出すかという判断のもとで、この財政調整基金からの取り崩しを判断したわけです。給与削減の分ですと言って我々に説明したという経過が1回だけあります。ないわけですが、そんなのは。それらを含めて、トータルとしての財源措置を決めたのがまさに予算案なわけです。ここに来て、3カ月たって、給与削減の分は財政調整基金からの取り崩しをしていますので、それを圧縮したい。これは議会への説明に対する非常に不当なやり方だと思うのです。

そこも含めて、例えば予算を構成する段階ではこういう考えでいました。しかし、この3カ月間の中で、実態として削減をされてきているということも含めて、こういう手だてがある、あるいはそれを当初予算どおりやりたいというなら、こういうことをこれから気をつけてやらなければならないとか、何らかの姿勢を我々議会側に、県民に説明すべきなわけです。それが全くないわけですが、資料さえもつけない。理論武装をしてやるというが、その理論武装とは一体何なのかを議会に対してだっただけのこのようにやっていたと説明し

なければならぬわけですね。それすらもしない。答弁ではいろいろ言いましたよ、地方六団体がどうしたこうした。いつやったのですか、誰が言ったのですか、誰と話したのかを含めて、経過をきちんと丁寧に開示をして、そして、なおかつ苦渋の判断だと言うなら、その苦渋の中身を丁寧に現行予算と、これからの動向を含めて、我々に資料提示するのが当たり前でしょう。何も無いではないですか。それであとは決めてください。これはだから議会に対する非常に非礼な、不誠実な対応だということを、まず私は申し上げたいわけですね。

そこで、個別の話になって恐縮なのですが、先ほどの本会議でも、条例改正のうちの任期付職員の話が出ていました。手続的にちょっと教えていただきたいわけですが、この任期付職員というのは、いわゆる個別の労働契約をしているのかしていないのか、この点をまず説明してください。

○大槻人事課総括課長 個別の労働契約について直接お答えできるかどうかはあれでございますけれども、任期の定めはございますけれども、通常の県職員と同じという状況でございます。ですので、民間等で行われているような格好での労働契約という形をとっていない形となっております。

○久保孝喜委員 当然ながら、採用する段階では労働条件の提示はしているわけですね。そうすると、任期付職員の一方向的な労働契約の変更ですね。これは法的に正しいですか。説明してください。

○大槻人事課総括課長 失礼しました。先ほど申し上げましたのは、任期の定めはございますが、一般の職員と同様でございますので、法律と条例による任用という格好になってございます。

○久保孝喜委員 それでは、この条例を提案する際に、任期付職員には説明しましたか。

○大槻人事課総括課長 任期付職員を集めての説明という形ではしておりません。

○久保孝喜委員 個別に説明したかと。

○大槻人事課総括課長 任期付職員を個別にという格好でも説明はしてございません。今回の条例提案に当たりましては、職員組合といえますか、職員団体の代表と協議を持って対応させていただいております。

○久保孝喜委員 つまりそういうことなのです。今答弁があったように、十把一からげで、しかし条例改正のときには、個別に条例がちゃんとできているわけですから、個別に説明をしなければならないわけでしょう、当たり前の話です、使用する側にとっては。岩手県の復興に何とか力になりたいと全国から集まってきた人が、ある日突然、あなたの給料を下げますと、これは条例で決めましたからと。そんな対応をするということ自体が、まずは被災県の復興に取り組む県当局のやり方として、正しくないと言っているのです。

なおかつ、県職員には被災者もいるわけですね。今回の給与削減がそういう被災者も含めた県職員に対する、先ほど来出ているモチベーションの問題、これは金額の問題ではないのです。つまりそういう仕打ちを県当局はするのかということのまさにモチベーションの

問題でも極めて大きな禍根を残すやり方であり、任期付職員はまさにその象徴的なものです。しかも国の算定基礎には含まれていないと答弁しているわけでしょう。含まれていない任期付職員をなぜ下げなければならないのですか。一般職と一緒に、それだけの理由で、しかも当事者に説明もない。それが正しい使用者側のやり方だとお考えですか。

○小田島総務部長 今回はそういうことで、任期付職員も職員団体との協議の中で進めてきたわけでありますが、今後におきまして、そういう対応をお願いするような場合につきましては、久保委員御指摘のとおり、十分配慮をしつつ、やりとりしながらお示しをするような方法が必要であろうと感じたところでございます。

○及川あつし委員 我が会派は、まず冒頭申し上げておきますが、ならぬものはならぬという立場で、この議案第2号から議案第5号は反対であります。

人事委員会の条例案に対する意見について、非常に的確な文書がきょう配付されたなど理解をしております。人事委員会で持てる権能のぎりぎりの範囲で正当な話をされておきまして、我々議員としてはこの文書を十分に解釈して、議決に臨むべきだと考えておきまして、今回たびたび答弁で引用されておきませんが、地方自治制度の根幹を揺るがしかねないという答弁をしていますけれども、私は地方自治制度の根幹を破壊し、あしき前例を残すものだという立場でありますので、絶対にこの議案に関しては、財政上のさまざまな課題等もあろうかと思うのですが、憲法、自治法、地方交付税法、さまざまな訴訟をされた場合に、耐え得るのかなという点も含めて、賛成いたしかねるということであります。

そこで、伺うのは2点であります。今申し上げましたとおり、全国的な問題にもなっていますので、憲法訴訟とか、またはさまざまな法令違反等で、訴えを惹起された場合に勝てるのかどうかという検討を十分にされたのかどうか。その点を伺います。

2点目、知事がイントラネット等で職員に対して、何らかのメッセージを発したと答弁等もありましたけれども、一体知事は職員の皆様に何を語ったのか、その内容についてお知らせ願います。

○大槻人事課総括課長 今回の給与減額の措置ということに関しまして、この提起があった場合に訴訟に耐え得るか、勝てるかといった部分については、個別の話を申し上げますと、それについては具体的話としては検討してございません。ただ、全国の傾向の中で、2年前になります。国家公務員の給与が7.4%下げられたということがございましたが、これに関しては訴訟が提起されてございまして、その動向については注視させていただいております。

それからあと、知事のイントラネットでのメッセージの関係でございまして、6月14日の金曜日でございましたけれども、知事のメッセージだけではなくて給与の削減措置の内容についてと、あわせて知事のメッセージについて、イントラネットに掲載をさせていただいております。若干饒舌になってしまいますが、読ませていただきますと、職員の皆さんが復興に向けてさまざまな場面で努力いただいていることに深く感謝申し上げます。一方で、今回、地方交付税等が大幅に減額されたことに伴い、県民サービスを安定的に継

続していくためには、さまざまな見直しに加え、苦渋の判断として皆さんにも給与の減額に対して御協力をお願いしなければならないこととなりました。復興加速年に当たり、私も含め職員が心を一つにして進んでいきたいと考えていますので、職員の皆さんには厳しい環境の中で御尽力をお願いすることになりますが、どうか県民一人一人が希望を持って着実に歩いていくことができる復興を推進するため、ともに頑張っていたきたいと思っておりますという内容でございます。

○及川あつし委員 御答弁ありがとうございました。今大槻人事課総括課長から、知事のイントラネットでのメッセージの内容を説明いただきましたけれども、会見等でもイントラネットで職員の皆さんにいろいろメッセージを発しているというので、実は私も取り寄せて読んだのですけれども、極めて冷徹で情のない機械的な内容で、これで一緒に頑張りましょうと言っても、私が職員だったら頑張れないですね、皆さんに言ってもしょうがないけれども。

やっぱりこういう状況下でこういう判断するのなら、もっといろいろなツールがあると思うので、職員の皆さんに言うべきだと思うし、久保委員もさっきから言っていましたけれども、政府がこういう方針を出してから、おかしいと言っていて、ここで方針を転換するに当たっては、全く不十分なメッセージではないかなと思います。

そもそも我々はおかしいと思って反対しますけれども、せめてやるならもうちょっときちっとやるべきだと考えておりますが、知事ではありませんので、小田島総務部長に伺いますけれども、職員に対して、こういう説明があるべきですよというサジェスション等をやった経緯があるかないかだけを聞いて、私の質問は終わります。

○小田島総務部長 知事にこういうことをやってはどうかというサジェスションをやったというよりは、知事のほうから、知事の気持ちとして職員にこういうメッセージを出したいというお話はございました。それで、メッセージのほかに、あとはいろいろ振興局を回る機会もございますので、そういう中でじかにいろいろお話をされることもあろうと考えております。

いずれ私ども、知事の話は別にいたしましても、職員の方々の理解をいただきながら、モチベーションを下げないで復旧、復興、あるいは業務に携わっていただく必要がありますので、最大限今後そういう努力をしてまいりたいと考えています。

○佐々木大和委員 先ほど来のお話の中で、職員組合との折衝の中で、これからの課題として手当の改善ということが一つの課題になったということが挙げられたようです。

けれども、そういう中で、今回の問題も、被災地としての前提をいろいろ置きながら話をしているわけですが、3.11の東日本大震災の際に、職員からすれば、はるかに想定を超えた環境の中での対応であり、特に沿岸地域の人たちは、24時間対応をせざるを得ないことがざらにあったと思うし、県庁においてもそうだったと思うけれども、あのようときにそこに対応できる手当というのは、どんな形で支給されたのですか。追加の手当がたくさん出たのですか。

○大槻人事課総括課長 具体的にどれくらいの金額がということはいま手元にございませませんが、3.11の後、確かに沿岸部の振興局だけではなくて、内陸部あるいは県庁も含めまして、24時間体制で対応をさせていただきましたし、私もその中にいました。そういった中では、その場その場で手当という格好で出たわけではございませんけれども、対応する超過勤務手当というものについては、その限度内で対応させていただいております。

○佐々木大和委員 やはり特別な環境の中では、特にも今回みたいなことだと、今4,000人ぐらいの職員数ですが、全員がそういう対応になっていきますね。そうなっていくと、相当な予算的な措置も必要だろうし、その都度やっておかないと、今2年たって、まだまだ復興のさなかだから、その対応はこれからも必要だとは思っただけけれども、これまでに対応した人たちの分は、その年度ごとに終わっている。しかし、まさに執行者の権限の中で、そういう対応をしていかないと、マイナスのときだけはどんどん全体で決めるけれども、プラスして支給しなければならぬ環境というのは常にあるはずなのです。その対応の仕方というのは、県の場合、実際はどうなっているものですか。

○大槻人事課総括課長 実は職員団体との中でも、基本的には超過勤務手当につきましては、やったものについて100%支給するという格好になっているのですけれども、ある程度遠慮してということも中にはあります。100%ではあるのだけれども、少し遠慮して申請をしているとか、あるいは遠慮して早く帰ってくるという部分があるのですが、やらなければならないときはやらないといけない。今年度に関しましても、まだまだ復興関連の業務というのは多いわけでありまして。そのようなものに関しましては、各部局のほうを通じまして、補正予算等々を活用して超過勤務手当につきましても、ある程度やった分については確実に払うような格好で周知をしたいと思っておりますし、当然それについての予算措置についても、創意工夫をして対応をさせていただきたいと思っております。

○佐々木大和委員 こういう案件になると、単純な超過勤務手当ではないと思うのです。これは、結局現場の執行者が本当に判断しなければならないものをかなり含んだもので、いろいろ要因があると思いますので、そういうものはこれからの課題として、民間の場合は割と部局長とか執行者の権限というのは強くつけていると思うのですが、役所の場合だと、その辺の制度がなかなか対応していない。しかし、今回、この東日本大震災を経験して、岩手県でもそういうところをもっと機動的に、まさにモチベーションが下がらないように、そういうものを制度的にも考えるということを経験にしてもらいたいと思いますが、どうですか。

○大槻人事課総括課長 私のほうで、一般職員のことだけ申し上げて、逆に佐々木委員のほうから管理職のというお話もございました。管理職につきましても、いろんな対応の場面に管理職手当は出てはいますけれども、対応が特に必要なものにつきましても、特別な超過勤務という制度もございます。そういったものの運用も含めて、十分検討させていただきます。

○佐々木大和委員 超過勤務を超えたもので、単純なものではない、時間ではないよとい

うこと。

○大槻人事課総括課長 あと、災害の際の災害対応手当みたいな格好のものというお話だと思いますので、そういった部分についても十分検討させていただきたいと思います。

○佐々木大和委員 小田島総務部長、どうですか。

○小田島総務部長 今佐々木大和委員から御指摘がありました点については、今後の課題として研究をさせていただきたいと思います。

○佐々木努委員 大分質問も出尽くしたような気がします。私もこの議案については反対の立場で、感想と、そして質問をさせていただきたいと思います。

まず、率直に、この条例改正案が提案されたということは、いろんな面で残念です。私も役所上がりの人間ですから、給料が減らされると非常に辛いことであります。私は奥州市の出身ですが、奥州市も非常に貧乏なまちでありまして、給料は毎年減らされ、独自で減額をし、そして昇給も延伸されるというような状況が長く続いています。そういう中で、職員のモチベーションが非常に下がっておりまして、当局にも期待しない、職員組合にも期待しないという空気が蔓延しているというような状況であります。ですから、今回の給与減額については、職員の方々にとってはかなり厳しい状況であって、そしてモチベーションが下がるということは間違いないと思います。

特にも今震災発生から2年ちょっとしかたっていない状況でありますし、まさに今これから最も厳しい状況が待っているというような状況下において、こういう提案が出されたということの影響を私は非常に心配をしています。

それから、今回限りのことだというふうに国も話をしているようですが、私はそうは思っておりません。1度あることは2度ある、2度あることは3度ある、必ずこういうことが起きてくると思います。

知事が前年度末から職員に対して、あるいは議会や国に対して、非常にけしからんということでお話をしているようですが、私には知事の覚悟というもの全く伝わってきません。知事は県民を守るのはそのとおりであります。自分の手足となって働く職員を守っていくという覚悟こそ、私は必要だと思いますが、先ほどのメッセージを聞くにつけ、気持ち全く伝わらない、非常に残念なことだと思います。

そういうことで、私は今回この議案には賛成することはできませんが、最後に一つだけ質問といいますか、釈明を聞かせていただきたいと思います。6月10日に総務部から給与減額支給措置に係る検討状況についてという資料をいただいて説明を受けました。この要旨のところを、ちょっと読みます。職員の給与減額支給措置について、関係条例の改正案を6月議会に提出する予定ですのでお知らせします。なお、職員団体と協議を重ねた結果、職員団体からは受けとめるとの回答を得ているものというようなことが記載されました。私は、単純に受けとめるということを、職員組合の方々も、やはりこういう厳しい財政状況で、いたしかたなくやるものだと理解をして、そして、では我々もそのように対応せざるを得ないのかなというような印象を持ちました。その後、職員組合の方々と話

をしたときに、我々はそのように受けとめるというようなことを言った覚えはないとか、断固として反対の立場をとっている、ただもう時間切れでどうしようもないという話をいただきました。それを聞いて、議員に対しての説明資料の表現の仕方は何となく誘導されたのか、そういうものを意図したものではないかというふうに私はちょっと疑問を持ちました。この釈明だけしていただきまして、私の質問は終わりたいと思います。

○大槻人事課総括課長 受けとめるという表現についてでございますけれども、地方公務員共闘会議というところから、今までの交渉をしてきた中で、月例給に関しての率の圧縮といった部分を何回も交渉を重ねてきたのですが、減額に伴う県財政の影響の大きさといったものについては、削減率の圧縮実現が困難と受けとめざるを得ない。全体としても、このお話というのは受けとめざるを得ないと認識をしていただいたものと考えております。ただ、当然、全部わかって、納得してというようなお話ではなくて、今回の措置が本県の厳しい財政事情等を踏まえての苦渋の判断だったということはわかるけれども、職員団体としては、今回のような国のやり方に対して、職員団体もいろんな上部団体がございますから、そういうところも通じて対応するけれども、県のほうも引き続き国に対して疑義を示してほしいというお話を伺ってございます。

○五日市王委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○五日市王委員長 再開いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第2号から議案第5号まで、以上4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議があるようでございますので、これより採決いたします。議案第2号から議案第5号まで、以上4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○五日市王委員長 起立多数であります。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。
御苦労さまでございました。